（証券監督専門官）

第十二条　［略］

［条を削る。］

第四節　資産運用・保険監督局

（主任統括検査官等）

第十三条　総務課に、主任統括検査官四人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、特別検査官二十三人、専門検査官三十一人及び金融証券検査官百三十五人（うち六十八人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　主任統括検査官は、命を受けて、次に掲げる事務に従事する。

一　検査の実施に係る重要事項についての企画及び立案に関すること。

二　検査を実施し、並びに特別検査官、専門検査官及び金融証券検査官の行う事務を整理すること。

3　特別検査官は、命を受けて、検査を実施し、並びに専門検査官及び金融証券検査官の行う事務を整理する。

4　専門検査官は、命を受けて、高度な専門的知識を必要とする検査を実施する。

5　金融証券検査官は、命を受けて、検査を実施する。

6　第二項から前項までの「検査」とは、令第八条第一項第一号及び第六号に掲げる事務において実施する検査のうち、証券取引等監視委員会が行う検査を除いたものをいう。

（資産運用調整官）

第十四条　資産運用課に、資産運用調整官一人を置く。

2　資産運用調整官は、命を受けて、資産運用課の所掌事務のうち資産運用に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

5　保険計理官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち次に掲げる事務に従事する。

一　次に掲げる者の監督のうち保険の計理に関すること。

イ　保険業を行う者

ロ　船主相互保険組合

二　損害保険料率算出団体の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事務のうち保険の計理に関すること。

6　保険サービス監視専門官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち保険募集（保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。）に関する専門的事項に係る事務に従事する。

7　保険財務会計管理官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち保険業を行う者の財務基準及び会計基準に関する専門的事項に係る事務を整理する。

8　保険財務会計基準専門官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち保険業を行う者の財務基準及び会計基準に関する専門的事項に係る事務に従事する。

9　保険業務専門官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち保険業を行う者の法令その他の規則の遵守及びリスクの管理に関する専門的事項に係る事務に従事する。

10　保険数理専門官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち保険数理に関する専門的事項に係る事務に従事する。

（証券監督専門官）

第十四条　［同上］

（資産運用調整官）

第十四条の二　資産運用課に、資産運用調整官一人を置く。

2　資産運用調整官は、命を受けて、資産運用課の所掌事務のうち資産運用に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

［節を加える。］